

平成29年度富山県水墨美術館嘱託職員（学芸員）募集要項

平成29年2月24日

- 1 採用予定人数 1名
- 2 主な職務内容 日本美術（主として日本画、工芸）を中心とした展覧会の開催、教育普及、資料の収集活用に関する業務
- 3 応募資格
 - (1) 次のすべてに該当する方が応募できます。
 - ア 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項の規定による学芸員資格を有する者又は平成29年3月31日まで学芸員資格を取得見込みの者
 - イ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、美術関係（主として日本美術）を専攻し、卒業若しくは修了した者又は平成29年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの者
 - (2) 次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) その他
美術館等での実務経験があることが望ましい。
- 4 雇用予定期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 5 勤務先 富山県水墨美術館（富山市五福777番地）
- 6 勤務条件
 - (1) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分までとします（休憩60分）
ただし、業務の状況により勤務時間を変更する場合があります。
週5日 38時間45分勤務（1日当たり7時間45分勤務）
職務遂行上、土・日曜日及び祝日に勤務する場合があります。
 - (2) 報酬（日額） 11,780円（1日7時間45分勤務）
 - (3) 費用弁償 通勤費用相当分
 - (4) 休暇 有給休暇有（ただし、6ヵ月勤務以降）
 - (5) その他 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険に加入
- 7 選考方法及び選考期日等
 - (1) 1次選考
 - ア 選考方法 書類審査
 - イ 結果発表 平成29年3月中旬
 - ウ 発表方法 郵送

(2) 2次選考

- ア 選考方法 面接
イ 選考日 平成29年3月18日(土) (時間、場所は1次選考の結果通知でお知らせします)
ウ 結果発表 平成29年3月下旬
エ 発表方法 郵送

8 応募方法等

(1) 応募方法

郵送または持参により下記へ提出してください。

郵送する場合は、封筒の表に「水墨美術館嘱託職員申込」と朱書きで明記してください。

富山県生活環境文化部文化振興課 嘱託職員採用担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3454

(2) 応募書類

- ア 自筆の履歴書(市販のJIS規格の用紙で免許・資格等を記入する欄のあるもの) 1通
※ 美術館等での実務経験がある場合にはその内容を具体的に記載すること
イ 最近3ヶ月以内に撮影した写真(アの履歴書に添付のこと) 1枚
ウ 学芸員資格を確認できる卒業証明書・卒業見込証明書 1通
エ 成績証明書 1通
オ 美術館の学芸員として勤務する場合、積極的に取り組んでみたい仕事について800字程度にまとめたもの 1通

(3) 応募受付期間

平成29年2月24日(金)～3月10日(金) 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日及び日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成29年3月10日(金)まで必着としてください。

9 その他

採用にあたっては、平成29年度一般会計予算の成立を前提とします。